

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活指導等) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 2 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>(生活指導等) 第十八条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第十一条第一項の規定を準用する。</p> <p>(作業指導) 第十九条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条第一項の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p>	<p>(生活指導等) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(生活指導) 第十八条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>(作業指導) 第十九条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。